

## 中期計画の変更（短期借入金の限度額）について

### 1 法的根拠と手続き

地方独立行政法人は、中期計画の変更しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。（地方独立行政法人法第26条第1項）

また、設立団体の長は、認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第26条第3項）

公立大学法人奈良県立医科大学から、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、平成22年8月18日付けで、中期計画の変更認可申請がありました。知事は、評価委員会の意見を聴き、認可手続きを行うこととなります。

### 2 公立大学法人奈良県立医科大学 中期計画変更認可申請の内容

(1) 変更内容            短期借入金の限度額

(2) 短期借入金の限度額を超える時期            平成22年12月

(3) 変更理由

法人化後3ヶ年の赤字の累積により、法人の運営資金が不足しており、本年度の短期借入金が限度額を上回る見込みであるため。

(4) 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
VIII 短期借入金の限度額 <u>30億円</u>	VIII 短期借入金の限度額 <u>20億円</u>